

伊勢原市食育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条の規定に基づく市町村食育推進計画（以下「計画」という。）の原案を策定するために、伊勢原市食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の方針に関すること。
- (2) 計画の原案の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから7人以内の委員をもって組織する。

- (1) 食育に関し学識を有する者
- (2) 教育関係機関関係者
- (3) 神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センターに在籍する職員
- (4) 農林水産業及び食品産業関係者
- (5) 伊勢原市食生活改善推進員
- (6) 公募に応じた者
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の原案の策定作業が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康づくり主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日告示第25号）

この告示は、公表の日から施行する。